

『2022年版 外国人技能実習管理マニュアル』追補3

令和4年3月31日に公布された「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第12号）およびこの法律をうけて公布された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和4年法務省・厚生労働省令第3号）に基づき、出入国在留管理庁・厚生労働省編『技能実習制度 運用要領』令和4年4月の一部が改正されました。

これにより、『2022年版 外国人技能実習管理マニュアル』の一部を以下のように改訂することになります。（下線部分が改訂箇所）

2022年10月1日付一部改正 新旧対照表

●109頁（第4章 監理団体の許可等）

改訂後	改訂前
<p>●監理団体の業務の運営に係る規程の揭示 （略）</p> <p>監理団体の業務の運営に係る規程には、技能実習関係法令に反する事項が含まれていないことはもとより、<u>求人等に関する情報の的確な表示</u>、団体監理型実習実施者等および技能実習生等の個人情報適切に管理する旨の内容を含むことが必要です。</p>	<p>●監理団体の業務の運営に係る規程の揭示 （略）</p> <p>監理団体の業務の運営に係る規程には、技能実習関係法令に反する事項が含まれていないことはもとより、団体監理型実習実施者等および技能実習生等の個人情報適切に管理する旨の内容を含むことが必要です。</p>

●110頁（第4章 監理団体の許可等）

改訂後	改訂前
<p>▶個人情報の保護 （略）</p> <p>② 個人情報管理の措置</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること・個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止するための措置が講じられていること	<p>▶個人情報の保護 （略）</p> <p>② 個人情報管理の措置</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること・個人情報の紛失、破壊および改ざんを防止するための措置が講じられていること

●123頁（第4章 監理団体の許可等）

改訂後	改訂前
<p>●適正な事業運営 （略）</p> <p>（注）読替え後の職業安定法上の労働条件等の明示（第5条の3）、求人申し込み（<u>第5条の6</u>）、求職申し込み（<u>第5条の7</u>）、求職者の能力に適合する職業の紹介等（<u>第5条の8</u>）、取扱職種範囲等の届出等（第32条の12）および労働争議に対する不介入（第20条）が該当する。</p>	<p>●適正な事業運営 （略）</p> <p>（注）読替え後の職業安定法上の労働条件等の明示（第5条の3）、求人申し込み（<u>第5条の5</u>）、求職申し込み（<u>第5条の6</u>）、求職者の能力に適合する職業の紹介等（<u>第5条の7</u>）、取扱職種範囲等の届出等（第32条の12）および労働争議に対する不介入（第20条）が該当する。</p>